

平成 20 年 第 3 回定例道議会報告

北海道議会議員 北 口 雄 幸

- 【所属会派】** 民主党・道民連合
- 【会派役員】** 副幹事長、1 期生会長、政策審議会メンバー
- 【所属委員会】** 議会広報委員会副委員長、総合企画委員会、少子・高齢社会対策特別委員会
- 【党活動】** 民主党北海道第 6 区総支部副代表、民主党北海道第 6 区総支部土別ブロック支部代表
- 【日 程】** 平成 20 年 9 月 9 日（火）～10 月 3 日（金）25 日間
- 【一般質問】** 会派を代表しての代表質問には会派副会長の林大記（札幌市南区）登壇し、地方分権課題、石油・各種資材の高騰対策、地域医療対策、公共事業のあり方などについて質疑を行った。

また、一般質問には、稲村久男（空知支庁） 梶谷大志（札幌市清田区） 田島央一（宗谷支庁） 橋本豊行（釧路市） 高橋亨（函館市） 北準一（空知支庁） 佐々木恵美子（十勝支庁）の 7 議員が立ち、当面する道政課題、地域課題について道の取り組みを質した。

- 【主な審議経過】** 今定例会は、去年の 3 定とまったく同様に、2 代続けての首相の政権放り出しの中での開会となった。経済・雇用対策、原油・諸資材高騰対策を急がねばならないにも関わらず、その対策を無責任に放棄した責任は重大だ。

会派は代表質問、一般質問、予算特別委員会を通じて、迫る冬を前にした道民生活、窮迫する産業への原油・諸資材高騰の対策実施を求めた。積雪寒冷、厳冬の条件を踏まえれば、道が率先して対策を打ち、国の対策をうながし、市町村の対策をリードすべきと主張したが、知事は、「国の動向見極め」「国に要望」と、主体性に欠けた答弁に終始した。

提案された補正予算での対策は、中小企業向け制度融資、福祉灯油支援の見直し、木質ペレット暖房機の補助が三本柱で、不十分な内容と言わざるを得ず、国、地方が連携しての速やかな対策拡充が急がれる。

第 2 回定例会で、地域の反対を無視して提案、与党が強行採決した支庁制度見直しに伴い、急きょ、策定されることになった地域振興条例についての論議も行われたが、策定に向けた方向性、財政的支援の根拠などは、明確にならないまま。その一方で、市町村合併をうながす知事書簡の市町村への送付や、財政要素一辺倒での地域公的医療機関の再編構想など、苦しむ地域や道民に冷たい対応が続いている。

また、当別ダムの工事入札をめぐる、知事が指名停止処分の要領の特例を適用、指名停止処分対象の業者を含めての入札が実施されたことが、処分の形骸化を招くなどとして論議となった。道は、要領の見直しに取り組むとしたが、透明性や公平性の確保や、社会資本整備の適切な取捨選択などの点で、実効ある見直しとなるよう今後も論議を進める。

可決された補正予算は、一般会計 42 億 4 千万円、特別会計 7500 万円の合計 43 億 1500 万円。原油等高騰対策は、新設制度融資原資 15 億 2800 万円、福祉灯油対策費増加 2 億円、ペレット暖房機器補助 2100 万円などである。

なお、会派が第 2 回定例会で提案した、北海道地球温暖化防止対策条例案の取り扱い、最大会派の自民会派内の協議が進まず、さらに継続審議扱いとなった。

【補正予算】

	一般会計	特別会計	合計
当初予算	2,909,087,528	815,437,009	3,724,524,537
今回補正額	4,239,578	75,261	4,314,839,
合計	2,913,327,106	815,512,270	3,728,839,376

補正予算の主な内容

単位：千円

200,000 千円……福祉灯油特別対策事業（当初 1 億円の計上、合計 3 億円）

1,528,000 千円……中小企業総合振興資金貸付金（原油・原材料高騰対策特別資金を創設）

2,428 千円……定期航路維持対策費（離島フェリーのサーチャージに対する補助）

21,150 千円……省エネルギー・新エネルギー促進事業費（ペレットストーブ購入費補助）

346,488 千円……自立支援対策推進事業費（新体系への移行経費の補助）

【総合企画委員会】私は、10 月 2 日の総合企画委員会において、自治体病院における改革プランと公立病院特例債の申込み状況などを確認し、今後、国のヒアリングに向けて地域の声をしっかり届けるよう、道に意見反映した。

【可決された主な案件等】

平成20年度北海道一般会計補正予算

平成20年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算

北海道循環型社会形成の推進に関する条例

北海道立診療所条例の一部を改正する条例案（占冠診療所が村立移管したため廃止条例）

工事請負契約の締結に関する件（当別ダム、冷水トンネルほか）

【継続審査となった条例】

北海道地球温暖化防止対策条例案（民主党・道民連合会派が議員提案）

【採択された意見書】

生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書

「安心実現のための緊急経済対策」に関する意見書

学校耐震化に関する意見書

消防の広域化と消防無線のデジタル化に関する意見書

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

第 2 期地方分権改革に伴う道路、河川の権限移譲に関する意見書

事故米の不正流通及び中国産加工食品へのメラミン混入事案に関する意見書

独立行政法人雇用能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の存続に関する意見書

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

私学助成制度に係る財源措置の充実強化に関する意見書

農業生産資材の高騰対策及び米の集荷円滑化対策に関する意見書

【当面する課題と会派の対応】

(1) 原油・各種資材等高騰対策について

会派は、冬場を控えながら、実効性ある対策が遅れている、原油・各種資材等の高騰について、議会議論を通じて道の対応が不十分であったことを踏まえて、知事に早急で抜本的な対策を講じることが求める要望を、民主党北海道と共同で提出した。今後、国にも早急な対策の実施を求めていく。

2008年10月3日

北海道知事 高橋 はるみ 様

民主党北海道 総支部連合会

代表 鉢 呂 吉 雄

北海道議会 民主党・道民連合議員会

会長 伊 藤 政 信

原油・資材等高騰対策に関わる要望

昨冬からの原油価格の急激な高騰は、食料・原材料等価格の高騰と併せて、道民生活を直撃するとともに、道内産業活動にも深刻な影響を与えている。

積雪寒冷地である北海道、道民生活の必需品である灯油の価格が高値で推移することは、道民にとって大きな負担増となり、年金生活者をはじめとする社会的に弱い立場の方々は、まさに冬を越すことが大変厳しい状況になるとの懸念が生じている。

また、農業や漁業などの道内基幹産業や運送業については、事業者にとっても大変厳しい状況が続き、これが消費者にも大きな影響を及ぼしている。

道民の不安感の払拭を図り、産業活動への影響を少しでも緩和するため、早急な対応を要望する。

1 道民生活の確保について**(1) 福祉灯油について**

福祉灯油について、道は前年の3倍の規模の3億円の予算を組んだが、生活保護世帯を場外するなど、対象が極めて限定された、一世帯5千円弱の支援措置は、灯油価格の急騰の中で、決して十分なものではない。

対象や支給額の拡大を行うとともに、当面、対象世帯にもれなく確実に支給されるよう対処すること。

(2) 福祉施設等への支援について

福祉施設等では、燃料価格等の急騰によって、冬期の暖房費の急増等の施設運営に苦悩している。措置費や介護報酬等の適切な増額、冬季加算の新設等を国に求めるとともに、道として独自の支援措置を検討すること。

(3) 地域交通機関の維持について

離島航路、地域生活路線バス等は、燃料費急騰で大きな打撃を受けている。しかし、その性格上、この高騰分を運賃に容易に転ずることができない状況でもある。地域での通学、通院等の住民生活に欠かせない地域交通機関維持、運賃維持への支援策を講じること。

また、道路除排雪の確保への対応を検討すること。

2 産業活動の支援について**(1) 農業について**

道農政部の推計では、19%の水田経営で昨年比、肥料費で122万円、約80%、光熱動力費で16万円、約18%増の合計約149万円、33ヘクタール規模の畑作の場合、342万円、11.8%増、80頭規模の酪農で207万円、3.5%増の影響が生じるとされる。

燃料、肥料、飼料、資材や農機具、さらに輸送費と農業生産にかかわる経費が全面的に上昇し、その上昇分が産品価格に転嫁できない状況は、収益減、赤字経営、さらには、営農意欲の減退につながる。

国や道の対策は、施肥量の減少や燃油の減少などの、省エネ型への助成や補助が中心で、確かに必要な対策だが、速効性に欠ける。肥料使用量の多い、てん菜、燃料や資材費の大きい施設園芸には、極めて大きな打撃が生じており、こうした作目ごと、地域ごとの状況を見極めた対策を早急に講じること。

(2) 漁業について

漁業の経費は、燃料費が占める割合が極めて高いが、この分野でも、国や道の対策は、省エネ型への助成や補助が中心で、速効性、実効性に欠けている。

出漁すれば赤字、やむなく休漁を強いられているという現場の実態を踏まえれば、実効性ある緊急対策が求められている。

資源減少、魚価低迷の中だからこそ、漁業者は、これまでも、省エネ努力を重ねてきているのであり、対策を弾力的に運用するとともに、実態に応じた対策を実施すること。

3 市町村への支援について

市町村は、国の財政支援措置が一向に明確にならないために悩んでいる。

先に閣議決定された、国の補正予算案に伴う、総務省財政課長の通知でも、自治体の取り組みに対して特別交付税措置を講じるとの従来同様の記述があるだけだ。

昨年度の緊急対策の際の特別交付税措置の際の国と自治体の負担割合は 1 対 1 の算定だったが、この負担の拡大、対象事業の拡充等を求めること。

4 道の対応について

道の独自措置を早急に打っていくことで、積雪寒冷の、厳しい冬に対処する道民の状況を知らせ、国の政策を動かし、市町村の対策実施を導いていくべきだ。

早急に追加対策を固め、必要に応じて、臨時道議会を開催してでも、迫る冬、切迫する産業への追加対策、予算の補正措置を行うこと。

以上

【広報等】

* 道政報告「ゆうこう便り」の発行 2008 年 10 月（秋号）13 号

* ホームページの開設 2007 年 7 月開設、ブログは毎日更新中 <http://y-kitaguchi.net/>